

第2回 赤穂市地域公共交通会議 会議録

- 1 日 時 平成25年9月3日(火) 15:00~15:50
- 2 場 所 赤穂市役所 2階 204会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 明石 元秀 赤穂市副市長
田淵 智 赤穂市総務部長
三谷 勝弘 赤穂市教育次長
村上 正弘 株式会社ウエスト神姫
中澤 秀明 公益社団法人 兵庫県バス協会
富田 新介 赤穂タクシー株式会社
西川 英也 赤穂神姫タクシー株式会社
佐用 大輔 御崎タクシー株式会社
和田 昌樹 株式会社ウエスト神姫労働組合
木村 音彦 赤穂市自治会連合会
木虎 勇 //
清山 美千子 赤穂市女性団体懇話会
有吉 一美 赤穂市老人クラブ連合会
山手 良友 //
柴原 幸子 //
 - (2) 専門員 金澤 重之 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部：代理
笹岡 至人 兵庫県赤穂警察署交通課：代理
成田 徹一 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課
黒澤 正之 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所
 - (3) 事務局 高山市長公室長
東南企画広報課長
澁江企画政策係長
宮本企画広報課主査
安部地域活性化推進担当参事
永石産業観光課長
岸本観光係長
- 4 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 会長あいさつ 明石副市長
 - (3) 委員、専門員等紹介
 - (4) 事務局紹介
 - (5) 報告事項
赤穂市地域公共交通会議分科会報告について
 - (6) 協議事項
ゆらのすけに関する要望等について
 - (7) その他
 - (8) 閉 会

5 議事の概要

事務局

定刻になりましたので、ただ今から、赤穂市地域公共交通会議を開催いたします。本日はお忙しいところ、また、遠方にもかかわらず会議にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行をさせていただきます、赤穂市市長公室長の高山です。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議に傍聴の申し出がございますので、皆様にお諮りしたいと思います。会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定に基づき、原則公開となっておりますが、出席委員の過半数の決定により非公開とすることができます。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒頭から傍聴を認めることとしたいと思います。ただし、写真撮影は冒頭のみとし、会議中の撮影、録音はできないこととしたい、と考えておりますが、ご異議ございませんか。

ないようでございますので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただけます。しばらくお待ちください。

(報道、住民入室)

お待たせいたしました。

皆様をお願いいたします。会議中の写真撮影等はご遠慮いただきますので、ただ今から、会長あいさつまでの間のみ、写真撮影を認めたいと思います。必要な方は、この時間をお願いいたします。

(撮影)・・・よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、当会議の会長であります、明石副市長よりごあいさつを申し上げます。

明石会長

本日は大変お忙しい中、また足元の悪い中、第2回赤穂市地域公共交通会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素より、本市行政の円滑な推進につきまして、各般に渡りご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月に赤穂市地域公共交通会議を設置いたしまして、委員、専門員の皆様にお集まりいただき、今後の公共交通のあり方について考えていく体制を構築したところでございます。本市におきましては、バス交通不便地域の解消、高齢者等の移動手段の確保などのため、平成17年10月からコミュニティバス「ゆらのすけ」を運行いたしております。また、定住自立圏構想推進事業として、隣接する上郡町及び岡山県備前市の3市町で、昨年「圏域バス」を運行するなど、市民の皆様の利便性の向上に努めてきたところでございます。

公共交通は、地域の足として、特に市民の皆様の日常生活に欠かすことのできないものでありますので、バスやタクシー、JRも含めた地域全体の利便性を向上させるとともに、地域全体で支えることが必要であると考えております。

本日は、先の全体会議を受けまして、具体的な市民の皆様からのご要望について検討していくため設置いたしました分科会より、報告をしていただくことになっております。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますとともに、今後とも本市発展のためのお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、3の委員、専門員等の紹介に移らせていただきます。前回より、人事異動により専門員の方が変わっておりますので、再度ご紹介したいと思います。本日配布いたしております名簿の順に、お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

改めまして、会長の明石副市長です。

次に、副会長の赤穂市自治会連合会、木村 音彦様です。
次に、赤穂市より、田淵総務部長です。
同じく赤穂市より、三谷教育次長です。
次に、株式会社ウエスト神姫より、村上 正弘様です。
次に、兵庫県バス協会より、中澤 秀明様です。
次に、赤穂タクシー株式会社より、富田 新介様です。
次に、赤穂神姫タクシー株式会社より、西川 英也様です。
次に、御崎タクシー株式会社より、佐用 大輔様です。
次に、赤穂市自治会連合会より、木虎 勇様です。
次に、赤穂市女性団体懇話会より、清山 美千子様です。
次に、赤穂市老人クラブ連合会より、有吉 一美様です。
同じく、赤穂市老人クラブ連合会より、山手 良友様です。
同じく赤穂市老人クラブ連合会より、柴原 幸子様です。
次に、株式会社ウエスト神姫労働組合より、和田 昌樹様です。

続いて、専門員の皆様をご紹介させていただきます。

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部より、上畑 光生様です。本日は所用のため、代理として、金澤 重之様にご出席をいただいております。

次に、兵庫県赤穂警察署交通課より、田路 正信様です。本日は所用のため、代理としまして、笹岡 至人様にご出席をいただいております。

次に、兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課より、成田 徹一様です。

次に、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所より、黒澤 正之様です。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

改めまして、市長公室長の高山です。

建設経済部地域活性化推進担当 安部参事です。

産業観光課 永石課長です。

同じく、岸本係長です。

企画広報課 東南課長です。

同じく、澁江係長です。

同じく、宮本主査です。

委員並びに専門員、事務局の紹介は以上です。この後の進行につきましては、会長であります、明石副市長にお願いしたいと思います。

明石会長 それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

早速ではありますが、次第5の報告事項に入らせていただきます。赤穂市地域公共交通会議分科会報告、についてであります。

当会議は、協議事項の一部を調査、審議するため、設置要綱第9条の規定により、分科会を設置することができる、とされており、

第1回の会議において確認させていただきましたが、市民の皆様からゆらのすけの増便等について多数ご要望をいただいております、より具体的に検討するための分科会を設置することといたしました。

本年2月19日と3月12日の2回にわたり、増便計画等についてご審議いただきましたので、分科会 木村委員長よりご報告をいただきたいと思います。

木村委員長 それでは、報告いたします。

別冊の赤穂市地域公共交通会議分科会報告書をご覧ください。

1 ページをご覧ください。

まず、(1) ゆらのすけに関する要望等についてですが、これまでに市に寄せられた自治会や市議会からの要望事項について整理を行うとともに、各委員から意見を聴取し、その方向性について協議を行いました。それでは、要望事項に関する分科会での確認事項を順に報告させていただきます。

1 番目の、尾崎密集地への乗り入れに関してですが、方向性にあるとおり、路線バスが充実している、つまり毎日運行している尾崎、御崎地区への運行はバス路線の重複という観点からも困難であり、路線バスでの検討を対応してもらう、ということが確認されました。その際、住民の高齢化も考慮し、停留所の配置方法を検討してほしいとの意見があり、バス事業者からは、安全面など課題をクリアしながら検討していきたい、との回答がありました。

2 番目の、赤穂中央病院経由の運行についてですが、「新町」バス停へのゆらのすけの停車の要望に対し、路線バス及び圏域バスが毎日運行しているため困難であるとの方向性が支持されました。なお、この「新町」バス停については、現在圏域バスの備前ルートのみでの停車であったものが、上郡ルートでも設置され、特に有年方面の方のご利用が便利になる予定でありますので、申し添えます。

3 番目の、千鳥地区への乗り入れについてですが、これは主に市民病院への通院にかかる要望であり、朝の時間帯の利便性の向上のため、路線バスのダイヤ変更により対応いただくということが確認されました。バス事業者の方でも、検討いただけるという回答でした。

4 番目の、坂越・大泊（おおどまり）地区への乗り入れについてですが、路線バスが1日に市民病院への1往復しかないということでの要望ですが、先ほどの千鳥地区と同様、路線バスのダイヤ変更により対応いただくことを要望することにいたしました。いずれにいたしましても、利用があることが前提とのバス事業者の回答ですので、住民の皆様のご利用をより一層お願いしたいと思えます。

5 番目の中山・富原（とんばら）地区への乗り入れの要望ですが、富原橋が狭いため、対面通行が不可能であり、困難であるとの方向性に対し、各委員においても、同様の認識であり、安全面からやむを得ないという結論になりました。

6 番目の赤穂駅北側地区、7 番目の塩屋みどり団地への乗り入れについては、後ほどご報告申し上げたいと思えます。

8 番目の福浦・朶山（しだやま）地区への乗り入れですが、道路が狭いため、普通車は通れても、バスとなると対向車が来た場合の安全性を考えると困難である、との結論になりました。

赤穂駅北側地区、塩屋みどり団地への乗り入れにつきまして、全体会議でも、圏域バスの未利用日を使って増便、新ルートの設置が可能となることから、運行計画について分科会において検討することが確認されましたので、後ほど説明させていただきますとおりに、提案したところ、次のような意見が寄せられました。

2 ページをご覧ください。協議概要を記載しておりますが、第1回分科会において、このようなバスの運行は、タクシー事業者にとってはマイナスでしかなく、経営に大きな影響を与えることになる、との意見があがりました。

確かに、家の前まで行けるタクシーはバスでは提供できないサービスを可能とし、最近では、デマンドタクシーの運行により、公共交通として認識されてきております。ですので、タクシーの活用については今後他市の事例等をもとに検討することとし、今回は、バス不便地域の解消や利便性の向上を図る、という点から、増便計画を検討していくこととしたいと提案をさせていただきました。

さらに、タクシー事業者からは、他市のように、利用者が減少し、費用負担が大きくなった場合、バス事業が廃止できるよう、見直し基準を定めておくべきではないか、という意見もいただきました。これについては、事務局より、そのような基準の設定が、今年度から補助金交付の要件となった旨の説明がありました。県への提出期日が迫っていたことから、書面協議が行われ、内容は3月22日付

にて委員の皆様方に通知がなされております。

以上のような協議がなされましたが、今後の高齢化社会を考えますと、生活の足として、バスを必要とする人は増えるのではないかと、として分科会では増便を提案したいと思います。

そして、第2回分科会で確認されたように、千鳥地区、大泊地区、尾崎・御崎地区については、公共交通が路線バスだけである、ということを経営者の方には十分に認識いただき、市の事務局と連携し、利便性の向上、路線の維持に努めていっていただきたいと思っております。また、公共交通の選択肢として、タクシーの活用についても今後具体的に検討していただきたいと思っております。

以上で、ゆらのすけに関する要望等についての、協議結果の報告を終わります。

次に、(2)のゆらのすけ増便計画(案)についてご報告いたします。

3ページをご覧ください。次に報告いたします増便計画は、圏域バスの本格運行決定を前提としておりましたが、先月開催されました、東備西播定住自立圏圏域バス検討会議におきまして、本格運行が承認されておりますので、運行が可能となっておりますことを、初めにお知らせさせていただきます。

4ページもあわせてご覧ください。圏域バスの未利用日は月水金の3日間です。増便計画(案)中、新たなバスとして記載しております。

①②③ですが、東西ルートと高野ルートですが、運行が過密になっているため、運行日を分けることとします。また、始発の時間を東西ルートは現在の7時45分から7時50分に、高野ルートは8時55分から7時39分ほかに変更いたします。詳細は7、9ページをご覧ください。さらに、運行日を分けることにより、便数をそれぞれ1日3便に増やすことが可能となります。さらに、高野ルートでは「市民会館」前にも停車し、充実を図ります。

④有年西部地域を走る南北Bルートについては、月水の週2日運行から、月火木曜日の週3日に拡充します。有年東部地域を走る南北Aルートは、毎日運行の圏域バスにより、拡充済みでありますので、変更はございません。

⑤そして今回、新たにみどり団地ルートとして、6ページのとおり駅北側広場から塩屋みどり団地までを新設し、市民病院までを結ぶルートを提案したいと思います。運行日は水、金曜日で1日3往復が予定されています。

全ルートの変更後のダイヤ等につきましては、5ページ目以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。なお、みどり団地ルート中、(仮称)荒神社前停留所につきましては、先日現地確認を行ったところ、停留所の設置が困難であること、また前後の停留所との間隔が狭いことから、削除いたしましたことを申し添えます。

以上で、2回にわたって開催いたしました、分科会の報告を終わります。

明石会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の報告に対しまして、ご質問等ありましたら、お願いします。

専門員

東西ルート等の運行曜日が変更になっていますが、他市町では変更により利用者が減少するといった事例がみられます。せっかく便利になっておりますので、利用していただけるような形で広報をしていただければと思います。

事務局

事前に住民の皆様方に周知を行っていききたいと思います。

専門員

今回提案された計画はいつを目途に実施をされるのでしょうか。また、今後の参考として、委員の皆様方に知っておいていただきたいのですが、国の補助金制度で地域公共交通確保維持改善事業というのがあります。一般的には既に補助がなされている事業は対象外ですが、例えば増便やルートの見直し、新たな交通体系を検討する場合、一定の要件を満たせば交付されるケースがあります。未だ申請をされたことはないようですので、程遠い話と思われるかもしれませんが、確かに制度が複雑で、事前にお知らせいただく必要があるのですが、詳細は別途説明

させていただきますので、補助金を受けて充実した交通網を構築していただければと思います。

事務局 1点目の運行予定ですが、圏域バスの本格運行に伴い、バス事業者様が購入される車両の空いている日を利用させていただく計画でございます。購入手続き中のバスが納車までに半年ほどかかるということですので、来年の3月あたりを目途に進めていきたいと考えております。2点目の国の補助金の件につきましては、別途ご相談させていただきたいと思っておりますので、その際はよろしく申し上げます。

委員 富原橋は狭小のため運行が困難ということでしたが、拡幅の計画はありますか。また、路線バスのダイヤ変更により対応するという方向性に対し、時間を変更することで利便性が向上するのであれば検討したいとのバス事業者の回答ですが、ぜひとも検討いただき、その際には便利になった旨のPRを積極的に行っていたきたいと思っております。

事務局 富原橋の拡幅につきましては、現在計画は聞いておりません。また、ダイヤ変更が可能なようでしたら、周知を図っていききたいと思っております。

明石会長 各要望については方向性のとおり、増便計画については提案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。
「異議なし」
それでは、分科会報告のとおり決定したいと思います。
次に次第6の協議事項に移りたいと思っております。ゆらのすけに関する要望等について、事務局より説明をお願いします。

事務局 3月に開催いたしました第2回分科会から現在までの間に、福浦地区の自治会より、新たに要望が出てまいりましたので、この場でご審議いただきたいと思っております。

横長の資料、要望内容と位置図をご覧ください。東西ルート上にあります福浦新田地区内のコースですが、現在、赤色でお示ししておりますように、古池地区と入電間は農道を通っております。ところが、この道路は狭小のうえ、通行により損傷して補修を行った経緯があることから、鳴瀬川を渡る際にもより広い寛永橋を通る、青色で記載しておりますコースへの変更の要望です。あわせて、変更が可能ならば、現在福浦コミュニティセンター停留所がありますが、山すそ付近の民家から少し距離があるため、八軒屋との間に新規にバス停を設置してほしい旨の要望です。

変更案としての時刻表をお配りしておりますが、事務局でも現地確認を行ったところ、アスファルトではありながら、元は下が土であることからかなり凹凸が見られました。道路の損傷を防ぐという点を第一に考え、コースを変更することとした場合、時間的にも1分の延長と大きく変わらないことから、(仮称)二軒屋とさせていただいておりますが、停留所を新設することとしたい、と事務局では考えております。ご審議をお願いいたします。

明石会長 ただ今事務局から説明がありましたとおり、コースの変更、及びそれに伴う停留所の新設につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

専門員 今通っている農道は、ルート変更となった場合休止または廃止をされる予定ですか。バス路線として走らなくなるのであれば休止または廃止の手続きが必要となりまして、地域公共交通会議の中で承認が得られた場合、手続きが簡易になりますので、通らない農道は休止または廃止という承認をこの場でいただけますと

ありがたいです。

委員 要望ルートの通り変更しますので、既存ルートは休止または廃止となります。

専門員 実施時期はいつからでしょうか。

事務局 先ほどご承認いただきました増便計画と同じく3月を予定しております。

明石会長 事務局案のとおり進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
「異議なし」
それでは事務局案のとおり進めさせていただきたいと思います。
次に、次第7のその他ですが、事務局から何かありますか。

事務局 資料としまして、平成24年度のゆらのすけの運行概要をお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

今後のスケジュールですが、先ほどもありましたとおり、圏域バスにつきましては、現在発注手続きをしております、納車に半年程度かかる見込みです。ですので、ゆらのすけの増便運行は来年3月からとしたい、と考えております。その間、バス事業者と事務局で、警察との協議、運行申請を進めてまいりまして、新たな時刻表(チラシ)を配布できるのが、2月頃と考えております。また、せっかく新たなルートができましたので、幅広く活用していただくため、広報等でPRにも務めてまいります。

さらに、新たに沿線となった地域には地元自治会を通じ、運行へのご協力をお願いも行う必要があると考えております。こちらからは以上です。

明石会長 事務局から、今後の進め方について説明がありましたが、先ほども申し上げましたとおり、地域で支えていく仕組みづくりが重要となってくると思いますので、新たに沿線となった地域の皆様には、ぜひご利用も含めまして、ご協力をお願いしたいと思います。

専門員 時刻表を改訂される際に、路線バスも含めたような総合時刻表を作成いただければ、地域の方も利用しやすくなりますので、検討をお願いします。

委員 赤穂市の地域の公共交通を考えるならば、バス、タクシー、またその他の輸送手段全てを含めて、それぞれの役割が効率よく果たせるように棲み分けの方法を考えていただき、補助金であっても税金ですので、例えば乗客が乗っていないバスを走らせるようなことのないように知恵を出しあい、バスより便利な方法があると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

事務局 ご意見として承り、今後赤穂市の公共交通の利便性が少しでも向上していきますよう、交通事業者、また住民の方の意見を伺いながら進めていきたいと思ます。

明石会長 他にありませんか。
それでは、これをもちまして、本日の会議は終了いたします。

了

(15時50分)